

ふたば便り

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市中央区北2条西2丁目1-5 リゾントビル6F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

2011年11月号 (Vol. 111)

<今年度の年末調整・控除の変更>

平成23年分の所得税の計算から下記の「控除」が変更になりましたので、ご注意ください。

【扶養控除】

平成23年分から、**年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。また年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ分（25万円）が廃止されました。**この結果、扶養控除は下記のようになりますのでご確認ください。なお、個人で事業を営む人が奥様やお子さんを青色事業専従者として扱い給与を支払っている場合や、白色申告者の事業専従者として給与を支払っている場合には、以下の扶養控除の対象にはできません。

一般の扶養親族→控除額38万円

・・・16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族がいる人

特定扶養親族 →控除額63万円

・・・19歳以上23歳未満の扶養親族がいる人

老人扶養親族 →控除額48万円

・・・70歳以上の扶養親族がいる人

* 扶養親族とは、「生計を一にする」親族で、合計所得金額が38万円以下（給与収入でいうと103万円以下）の人をいいます。「生計を一にする」とは、必ずしも同じ家に住んでいる必要はなく、学校や勤務、療養などで別居している場合であっても、学費や生活費、療養などを負担している場合には、生計を一にしていると取り扱われています。

【障害者控除】

平成23年分から、同居の特別障害者に対する控除額の見直しが行われ、下記のようにになりました。

障害者控除→控除額27万円

・・・障害者である人

・・・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族がいる人

特別障害者控除→控除額40万円

・・・特別障害者である人

・・・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族がいる人

同居特別障害者加算→控除額75万円（特別障害者40万円＋35万円）

・・・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている人

自宅に「生命保険控除証明書」が届く季節になりました。年末調整はなんとなくまだまだという気持ちでいると、この用紙がどこかに行ってしまう可能性があります（苦笑）。扶養控除申告書を提出する時期になって「控除証明書が届いてないんだよね～」とならないよう、保管しておきましょう～～！ yasuko

